

物価高騰対策給付金 「低所得者子ども加算給付金」について

令和6年度の住民税が非課税となる世帯に対し1世帯あたり3万円を支給いたしますが、この内、世帯の中に18歳以下の児童がいる場合、児童1人につき2万円の給付金を加算支給します。

支給対象者

次の2つの要件を満たしている世帯の世帯主とします。

- ・令和6年度低所得者支援給付金の支給対象世帯であること
- ・世帯員の内、18歳以下の児童がいること

支給額

児童1人につき2万円

※本給付金は「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、所得税等の課税および差し押さえの対象となりません。

支給手続き

2月上旬より、支給対象と思われる方に対し子供加算給付金のご案内を送付しています。低所得者支援給付金と一緒に口座にお振込みするため、特にお手続きの必要はございません。

振り込め詐欺などにご注意ください。

佐呂間町や国の機関が給付のために手数料の振込みを求めることは絶対にありません。ATMの操作をお願いすること、プリペイドカード等によりコンビニエンスストアで料金の支払いを依頼することは絶対にありません。不審な電話や郵便があった場合には、下記の担当や最寄りの警察署、警察相談専用窓口（#9110）にご連絡ください。

【担当窓口】

佐呂間町保健福祉課社会福祉係

電話 01587-2-1212 電子メール fukushi@town.saroma.hokkaido.jp